

令和7年度 流山市国民健康保険料について

1. 令和7年度の保険料率等について

	医療分 医療費の財源となる保険料	後期高齢者支援金分 後期高齢者医療制度を支える ※2 ための財源となる保険料	介護分 第2号被保険者 ※3 (40歳から65歳未満の方)
所得割率 ※1 (加入者の所得に応じて計算)	7.3%	3.23%	1.6%
均等割額 (加入者1人ごとに計算)	19,200円	12,700円	12,600円
平等割額 (1世帯ごとに計算)	15,600円		
賦課限度額 ※4 (1世帯における年間最大保険料額)	660,000円	260,000円	170,000円

⇒ 上記の合計額が、1年間加入した場合に発生する【年額】保険料となります。ただし、合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が最大保険料額となります。

- ※1 「所得割」は、**加入者各々の前年中（令和6年1月～令和6年12月）の総所得金額等**（譲渡所得などで特別控除があれば特別控除後の金額）**から基礎控除の43万円**（合計所得金額が2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失）**を引いた金額（＝賦課標準額）**に、各区分の料率を乗じて計算します。
- ※2 令和7年度から後期高齢者支援金分の所得割率が2.2%から3.23%に、均等割額が5,500円から12,700円に引き上がりました。
- ※3 65歳以上の方の介護保険料については、別途介護支援課から通知が送付されます。
- ※4 法令改正により、医療分に係る賦課限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が24万円から26万円に引き上がりました。

■「総所得金額等」には、主に次の所得が含まれます。

- 給与所得・雑所得(公的年金等所得、個人年金の受取等)・事業所得(営業、農業等)・不動産所得・利子所得・配当所得
- 譲渡所得(長期、短期)・一時所得(生命保険や損害保険の満期返戻金等)・山林所得・申告分離課税に係る所得等(退職所得を除く)(純損失の繰越控除、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されます。雑損失の繰越控除は適用されません。)

■ 遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金等の非課税所得や退職金（年金形式で受け取る場合を除く）は総所得金額等に含まれません。

■ 税法上の扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などは保険料の計算には適用されません。基礎控除の43万円のみ控除されます。

■ 上場株式等の配当等所得および源泉徴収されている特定口座による株式譲渡所得については、源泉徴収のみで課税の手続きを終えることができます。この場合は保険料の計算に含まませんが、源泉徴収済の所得を含めて所得税に関する申告を行った場合は保険料の計算に含まれます。そのため申告を行うかどうか、ご自身で選択していただく必要があります。

2. 国民健康保険料の計算について

- 国民健康保険料（以下「国保料」といいます。）は、**被保険者となった月の分から計算**されます。
- 月の途中で加入された場合でも、**日割り計算とはなりません。**

年度途中で75歳になる方

- 75歳になると加入する健康保険の制度が国民健康保険（以下「国保」といいます。）から後期高齢者医療制度に切り替わります。これにより、75歳になる月の分から国保料が発生しなくなりますが、別途千葉県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療保険料が通知されます。なお、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は改めて口座登録の手続きが必要となります。
- 国保料については、あらかじめ75歳になる前月までの料金を計算し期別に割り振っていますので、年度途中で**75歳になったタイミングで国保料が減少することは原則としてありません。**
- 後期高齢者医療保険料と、納付月が重なる場合がありますが、二重払いではありません。

年度途中で**40歳**になる方

- 誕生日の属する月の分（誕生日が1日の方はその前月分）から介護分の国保料がかかります。例えば7月7日に40歳となる場合は、7月から介護分の国保料がかかるため、翌月の8月に国保料が再計算され、通知されます。

年度途中で**65歳**になる方

- 65歳となる月の分から国保料に介護分が含まれなくなり、別途介護支援課から介護保険料が通知されます。
- 国保料については、あらかじめ65歳になる前月（1日が誕生日の方はその前々月分）までの料金を計算し期別に割り振っていますので、年度途中で**65歳になったタイミングで国保料が減少することは原則としてありません。**

他市町村から転入して流山市国保の資格を取得した方

- 国保料の計算の基となる前年中の所得が流山市では把握できていないため、前住所地へ照会等を行います。状況によっては、暫定的に均等割分と平等割分のみを計算した国保料の通知が届きます。この場合、所得金額が判明したあとに国保料が変更になる方には、再計算され通知されます。

所得の申告又は修正をした方

- 確定申告や市県民税申告などによる申告後の所得金額が判明した場合、また所得の修正申告があった場合に国保料が変更になる方には、再計算され通知されます。

社会保険等の加入によって**国保の資格を喪失**された方

- 社会保険等に加入された月の前月分までの国保料をお支払いいただく必要があります。国保資格の喪失の届出をされた翌月以降に、加入月数に基づき国保料が再計算され通知されます。
- 社会保険等に加入したことによる国保の資格喪失の手続きはご自身で行っていただく必要があります。**会社で社会保険の加入手続きが行われただけでは、国保の資格は自動的に喪失となりません**ので、ご注意ください。（「よくあるご質問と回答」Q6参照）

【注意】

- ・ 国民健康保険法の規定により、国保料の賦課（保険料を課すこと）については、原則として当該年度における最初の国保料の納期（通常6月30日）の翌日から起算して2年を経過した日以降においては、決定・変更の手続きを行うことができないこととされています。このため、**国保資格の喪失の手続きや所得申告などが遅れた場合、納付された国保料を還付できない場合があります**のでご注意ください。なお、被保険者の責めに帰することのできない事由によって社会保険との適用関係の調整が必要となることが判明した場合、納期から2年経過した場合でも減額の賦課更正ができる場合があります。

3. 保険料の納め方について

- 国保料は、法律上、**世帯単位で算定**が行われ、その**世帯主の方が納付義務を負う仕組み**となっています。なお、**世帯主の方自身が国保に加入していない場合であっても、「擬制世帯主」として国保料の納付義務を負うこととされています。**
- 国保料の納め方は、普通徴収（**①口座振替②納付書払い**）又は特別徴収（**③年金からの天引き**）のいずれかとなります。

普通徴収について

- 通常、納付回数は6月から翌年3月までの年10回払いです。お支払いは6月から開始となりますが、4・5月分が国保料に含まれないわけではありません。仮に1年間加入となる場合、1期分に相当する金額は1.2か月分の国保料となります。（⇒「よくあるご質問と回答」Q7参照）
- 国保料については、原則、口座振替による納付をお願いしておりますが、その他以下の方法でも納付可能です。
 - ・ 納付書裏面に記載の納付取扱機関及び店舗での窓口納付 ・ 流山市納付サイト（クレジットカード納付）
 - ・ モバイルレジ・スマホアプリでの各種請求書支払い（au PAY、d払い、J-Coin、楽天ペイ、PayPay）

- ※ ゆうちょ銀行・郵便局での窓口納付は関東各都県及び山梨県内のみ（口座振替は全国のゆうちょ銀行・郵便局で手続き可）
- ※ ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等、モバイルレジ、流山市納付サイト（クレジットカード納付）、スマホアプリを利用した各種請求書支払いでのお支払いは納期限を過ぎたものはお取り扱いができません。**納期限を過ぎたお支払いは、ゆうちょ銀行・郵便局を除く納付取扱金融機関にてお願いいたします。**

口座振替について

- 国保料の納付は口座振替が原則です。一度手続きしていただくと翌年度以降も継続されます。

【口座振替取扱金融機関】

- ・千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・東日本銀行・亀有信用金庫・城北信用金庫・東京東信用金庫・ゆうちょ銀行
- ・東京ベイ信用金庫・とうかつ中央農業協同組合・中央労働金庫・三菱UFJ銀行・三菱UFJ信託銀行・みずほ銀行
- ・みずほ信託銀行・筑波銀行・常陽銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・三井住友銀行
- ・複写式の口座振替依頼書で申し込む場合、引き落とし希望の金融機関の窓口に口座振替依頼書（市内金融機関に備え付け）、国保の被保険者番号が分かるもの（資格確認書など）、預貯金通帳及び同届出印を持参し手続きをしてください。はがき式（納入通知書 3 枚目に備え付け）の口座振替依頼書で申し込む場合は、必要事項を記入・押印（口座届出印）の上、直接又は郵送で流山市役所保険年金課へ提出してください。なお、申し込みの約 2 か月後の納期から引き落としが可能です。

各種請求書支払い（au PAY、d 払い、J-Coin、楽天ペイ、PayPay）でも納付できます

- 各種スマホアプリで納付書に印刷されたバーコードを読み取り、チャージ金額から、いつでもどこでも支払いができます。※事前に、利用登録・チャージ等が必要になります。支払い方法の詳細については各社ホームページ（流山市ホームページにも各社のリンク先を掲載しています。）をご確認ください。

【注意】

- ① 領収証書は発行されません。必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。
- ② 納付額が 30 万円を超えるもの、納期限が過ぎているものは納付できません。
- ③ 決済手数料は無料です。
- ④ インターネット等の使用料・通信費については自己負担となります。
- ⑤ スマホアプリで納めた分の納付書を窓口等で使用して、二重納付をしないようご注意ください。
- ⑥ スマホアプリの通知や決済履歴には、お支払いした国保料の年度、期別等は表示されません。
- ⑦ コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記スマホアプリを利用したお支払いはできません。

特別徴収について

- **国保に加入している方全員が 65 歳以上 74 歳以下の世帯**の納付方法は、原則として世帯主の方の年金からの天引きとなります。ただし、口座振替による方法に切り替えることは可能です。
- 通常、年金の支給月に合わせて、4、6、8、10、12、翌年 2 月の 6 回に分けて天引きが行われます。
- 前年度に特別徴収を行っている世帯の 4、6、8 月の天引き額は、前年度 2 月に天引きされた国保料と同額になります（＝「**仮徴収**」といいます）。その後、その年度に決定されている年間保険料から、仮徴収した額を差し引いた額を、10 月、12 月、2 月の 3 回に振り分けて天引きします（＝「**本徴収**」といいます）。
- 特別徴収の世帯の方の納付

	仮徴収(1 回目)	仮徴収(2 回目)	仮徴収(3 回目)	本徴収(1 回目)	本徴収(2 回目)	本徴収(3 回目)
納付月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月

- 令和 7 年度から、新たに特別徴収となる世帯の納付
- ・ 第 1 期から第 4 期は、納付書による納付となり、10 月年金支給分から天引きとなります。

	納付書 (第 1 期)	納付書 (第 2 期)	納付書 (第 3 期)	納付書 (第 4 期)	特別徴収 (1 回目)	特別徴収 (2 回目)	特別徴収 (3 回目)
納付月	6 月 30 日	7 月 31 日	9 月 1 日	9 月 30 日	10 月	12 月	2 月

次のいずれかに該当する世帯は、特別徴収となりません

- ① 世帯主が年度途中で 75 歳になる場合 ② 世帯主が国保加入者でない場合
 - ③ 特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金等）が年間 18 万円未満の場合
 - ④ 世帯に 65 歳未満の国保加入者がいる場合 ⑤ 口座振替で納付している場合（口座振替に切り替える場合）
 - ⑥ 国保料と介護保険料の 1 回あたりの年金天引き額の合計が、1 回あたりの老齢基礎年金等の受給額の 2 分の 1 を超える場合 ⑦ 介護保険料が特別徴収にならない場合
- ※ 年度の途中でいずれかに該当となった場合、特別徴収は中止され、普通徴収へと切り替わる場合があります。

4. 国保料の軽減・減免について

① 7割・5割・2割軽減（法定軽減）

- 賦課期日（4月1日）又は世帯発生日（年度途中で国保に加入の世帯の場合）時点において、世帯主（世帯主が国保に加入していない擬制世帯主の場合を含む）と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等が一定基準以下の場合、国保料の均等割額と平等割額が軽減されます。

国保料の軽減割合	軽減判定基準額
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
5割軽減	43万円+30.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数（※2）） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円+56万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

- ※1 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいい、1人で給与所得と年金所得の両方を有する場合は「給与所得者等の数」は1人とカウントします。
- ※2 「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も継続して国保上の同一世帯に属する方をいいます。ただし、移行時点以降に世帯主が変更となった場合や、被保険者全員が社会保険に加入したこと等により国保世帯が消滅した場合には、特定同一世帯所属者の資格は喪失することになります。
- ※3 法令改正により、5割軽減・2割軽減の軽減判定基準額が令和7年度から変更になっています。

- 世帯において、所得の確認ができない方がいる場合は、軽減を適用することができません。そのため、軽減の適用を受けるためには前年の所得が無い場合であっても申告を行っていただく必要があります（被扶養者であっても、個人が特定できない場合は、軽減が行われない場合があります）。
- 世帯主や前年の所得が変更となった場合は、再度軽減が適用となるかどうか判定が行われます。
- 後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯では、特定同一世帯所属者の所得も軽減判定上の計算に含めます。
- 専従者給与額及び専従者控除額は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。
また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。
- 令和7年1月1日現在で65歳以上の方の公的年金所得については、15万円を差し引いた額で判定します。

② 子ども（未就学児）の均等割軽減

- 未就学児（0歳から5歳及び小学校入学以前の6歳の者）にかかる均等割額は、1／2減額となります。
（法定軽減が適用される世帯は、法定軽減後の金額からさらに1／2減額となります。）

③ 非自発的失業者に係る軽減

- 離職時の年齢が65歳未満であって、倒産や解雇などによる離職又は雇止めなどによる離職をされた場合は、届出をいただくことにより、一定期間給与所得額を30／100とみなして、国保料の計算を行います。
- 届出の際は、原則として、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写しをご提出いただく必要があります。

④ 特定世帯・特定継続世帯に係る軽減

- 国保に加入していた世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保の世帯が単身となる場合、平等割額が5年間（特定世帯）は1／2、その後3年間（特定継続世帯）は3／4の国保料となります。

⑤ 旧被扶養者に係る減免

- 職場の健康保険や共済組合等、またはそれらの健康保険制度に任意継続（国保組合は除く）で加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者が新たに国保に加入するケースにおいては、その被扶養者であった方（＝旧被扶養者といいます。）の国保の加入日時点の年齢が65歳以上である場合に限り、国保料の一部が次のとおり減免されることとなります。
 - ・ 所得割額が、所得の状況にかかわらず全額免除
 - ・ 均等割額が、国保の資格取得日の属する月以後2年間半額免除
 - ・ 国保の加入者が旧被扶養者のみである場合、平等割額が資格取得日の属する月以後2年間半額免除

⑥ 産前産後免除

- 出産予定の方を対象に原則、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月分の所得割額・均等割額が減額されます。
- 原則、産前産後期間に係る保険料軽減届出書の提出が必要です。

⑦ 特別な事情による減免等

- 地震や風水害等の災害により被災した場合や、その他特別の事情により生活が著しく困難になるなど、生活困窮により当該年度分の保険料が納付できないと認められる場合に、保険料の減免・猶予が受けられることがあります。

※注意※
被保険者別算出額は、加入者ごとの国保料の参考であり、世帯で取得や喪失などの異動、軽減や減免が適用されている場合、また端数処理（100円未満切り捨て）で、世帯別平等割額を含めた合計額が、年間保険料額と異なる場合があります。

Q 3 75歳になり後期高齢者医療制度に移行したのに、国保料の支払いがなくなるのはなぜですか。

⇒ 国保料の算定は、世帯単位で行われ、その世帯主の方が納付義務を負う仕組みとなっています。例えば、世帯主の方が75歳になり、国保の資格が喪失となっても、世帯に国保の加入者がいる場合は、引き続き国保料の支払いが必要です。なお、年度途中で後期高齢者医療制度に移行する方の国保料はあらかじめ75歳になる前月までの料金を計算し、期別に割り振っています。後期高齢者医療保険料と二重払いではありません。

Q 4 昨年度よりも国保料が高いのはなぜですか。

⇒ 国保料は所得に応じた所得割、加入者の人数に応じた均等割、世帯ごとの平等割の3つの合計で計算します。令和7年度においては、保険料率の引き上げにより国保料が高くなる可能性があります。
また、次のいずれかに該当している世帯は、昨年度と比べて国保料が高くなる可能性があります。

- ・ 国保に新しく加入された方がいる → 新しく加入された方の均等割、所得に応じた所得割が加算
- ・ 国保の加入者の前年の所得が増えた → 前々年と比べて所得が増えている場合は所得割が高くなる
- ・ 前年の所得が無い旨を申告していない → 法定軽減の適用を受けていない可能性があるため、申告が必要

また、賦課限度額の引き上げにより、国保料が高くなる場合があります。

Q 5 会社を退職して所得が激減したにもかかわらず、国保料が高いのはなぜですか。

⇒ 国保料には所得に応じて算出される所得割がありますが、その年度の国保料の計算の基となる所得は前年の1月から12月までのものとなります。このため、会社を退職されても、会社勤めをされていた頃の給与所得等を計算の基とすることから、所得割が高く算出されるケースが一般的には考えられます。
⇒ また、社会保険では、会社側が健康保険料の半分を負担するため、社会保険の保険料よりも国保料の方が金額が高くなる場合があります。
⇒ なお、会社都合での離職や雇止めなどによる離職の方で、一定の条件を満たす方については、届出によって国保料の軽減が行われます。（「4. 国保料の軽減・減免について」参照）

Q 6 社会保険に加入して保険料を支払っているのに、国保料の督促状が届いたのはなぜですか。

⇒ 就職等により社会保険に加入したときは、ご自身で国保の喪失（脱退）の届出をする必要があります。会社で社会保険の加入手続きが行われただけでは、国保の資格は自動的に喪失となりませんので、ご注意ください。
（「2. 国民健康保険料の計算について」参照）

Q 7 9月から社会保険に加入して国保の喪失の届出もしているが、9月末納期限の国保料を支払う必要がありますか。

⇒ 国保料は、1年間加入されている方のケースであれば、4月から翌年3月までの12か月分の保険料を6月から翌年3月までの10回でお支払いいただくことになるため、加入期間と支払期間にずれがあります。そのため9月から社会保険に加入した場合であっても、9月末納期限の国保料の納付が必要となります。
⇒ 国保料は社会保険に加入した月の前月分まで発生し、喪失の手続きをされた翌月に再計算され、変更後の金額が通知されます。この場合、社会保険の保険料と国保料の二重払いにはなりません。
⇒ 次の表は、12か月分の保険料を10回で納付する場合のイメージとなりますので、ご参考としてください。年度途中で加入するなどの資格の異動があった場合は、イメージと異なる場合があります。

第1期 (6月30日)	第2期 (7月31日)	第3期 (9月1日)	第4期 (9月30日)	第5期 (10月31日)	第6期 (12月1日)	第7期 (1月5日)	第8期 (2月2日)	第9期 (3月2日)	第10期 (3月31日)
4月分 (1.0)	5月分 (0.8)	6月分 (0.6)	7月分 (0.4)	8月分 (0.2)	10月分 (1.0)	11月分 (0.8)	12月分 (0.6)	1月分 (0.4)	2月分 (0.2)
5月分 (0.2)	6月分 (0.4)	7月分 (0.6)	8月分 (0.8)	9月分 (1.0)	11月分 (0.2)	12月分 (0.4)	1月分 (0.6)	2月分 (0.8)	3月分 (1.0)
1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分

お問い合わせ

流山市役所 市民生活部 保険年金課 国民健康保険係・保険料収納係

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL 04-7158-1111（代表） 04-7150-6077（課直通）